

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
規則	
◎高知県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則	1
◎児童福祉法第56条の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	19
◎高知県会計事務集中処理規則の一部を改正する規則	19
告示	
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	20
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (福祉指導課)	22
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	22
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	22
○道路の供用開始 (3件) (〃)	23
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	23
公告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	(10・9 掲示) 23
○換地処分の公告 (農業基盤課)	23
○県営土地改良事業の工事の完了 (〃)	23

規則

高知県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月19日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第77号

高知県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

高知県障害者自立支援法施行細則（平成18年高知県規則第111号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「申請等」を「申請手続等」に改め、同条第1項中「及び省令第34条の7から第34条の19まで（これらの規定

を省令第34条の21において準用する場合を含む。）」を「並びに省令第34条の7から第34条の9まで及び第34条の11から第34条の19まで」に、「第34条の24第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）」を「第34条の24」に、「第40条（法第41条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）」において読み替えて準用する法第36条第1項及び省令第34条の27第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定相談支援事業者（法第32条第1項に規定する指定相談支援事業者）を「第51条の19第1項（法第51条の21第2項において準用する場合を含む。）」及び省令第34条の57の規定による指定一般相談支援事業者（法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者）に、「第41条第1項の規定による」を「第41条第1項の」に、「指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者」を「若しくは指定障害者支援施設の指定の更新又は法第51条の21第1項の指定一般相談支援事業者」に改め、同条第2項中「指定相談支援事業者」を「指定一般相談支援事業者」に、「障害福祉サービス事業（法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「サービス事業所」という）を「サービス事業所（法第36条第1項に規定するサービス事業所をいう。以下同じ）に、「第5条第13項」を「第5条第12項」に、「障害者支援施設をいう。以下」を「障害者支援施設をいう。第4条において」に、「相談支援事業所」を「一般相談支援事業所」に、「第45条第1項」を「第51条の19第1項」に改める。

第2条の2の見出しを「（指定障害福祉サービス事業者の指定の変更等の申請手続）」に改める。

第3条の見出し中「届出」を「届出手続」に改め、同条中「第34条の23第1項若しくは第3項、第34条の26又は第34条の28」を「第34条の23若しくは第34条の26又は法第51条の25第1項若しくは第2項及び省令第34条の58」に改める。

第3条の3中「及び」を「又は」に改める。

第4条第1項中「若しくは法第32条第1項の指定相談支援事業者の指定」を削り、「規定によるこれらの」を「当該指定の更新若しくは法第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者の指定若しくは法第51条の21第1項の当該」に、「同条第3項又は第4項」を「同条第3項」に、「指定障害者支援施設若しくは指定相談支援事業者」を「若しくは指定障害者支援施設の指定の取消し若しくは当該指定の全部若しくは一部の効力の停止若しくは法第51条の29第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業者」に、「生じた日及び」を「生じた日及びサービス事業所の名称等の変更の日、指定障害福祉サービス（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の事業等の再開の日、廃止の予定日若しくは休止の予定期間又は」に、「指定相談支援事業者に関する」を「指定一般相談支援事業者に関する」に改め、同項第1号中「指定相談支援事業者」を「指定一般相談支援事業者」に改め、同項第2号中「相談支援事業所」を「一般相談支援

事業所」に改め、同項第3号中「指定相談支援事業者」を「指定一般相談支援事業者」に改め、同項第4号中「（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第14条第1項第5号において同じ。）」を削り、「入所定員」を「入所定員、指定一般相談支援事業者の指定等にあつては指定地域相談支援（法第51条の14第1項に規定する指定地域相談支援をいう。第14条第1項第5号において同じ。）の種類」に改め、同項第5号中「障害福祉サービス事業」を「障害福祉サービス事業（法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業をいう。次号において同じ。）」に、「相談支援事業」を「一般相談支援事業」に、「法第5条第18項」を「同条第17項」に、「以下」を「同号において」に改め、同項第6号中「相談支援事業」を「一般相談支援事業」に改め、同項第7号中「第31条」を「第31条（同令第43条第1項及び第48条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「第104条」を「（同令第162条、第171条、第184条、第197条、第202条及び第223条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「第149条」を「第149条（同令第213条において準用する場合を含む。）」に、「障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第173号）第19条」を「障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第27条（同令第45条において準用する場合を含む。）」に改め、同項第8号中「相談支援事業所」を「一般相談支援事業所」に改め、同条第2項中「又は同条第4項において読み替えて準用する同条第1項」を「又は法第51条の29第1項」に、「指定相談支援事業者」を「指定一般相談支援事業者」に、「同条第4項において読み替えて準用する同条第1項第1号」を「同項第1号」に、「相談支援事業所」を「一般相談支援事業所」に改める。

第5条の見出し中「申請等」を「申請手続等」に改める。

第6条の見出し中「申請等」を「申請手続等」に改め、同条第4項中「次条第3項並びに第8条第2項及び第5項において」を「以下」に改める。

第7条の見出し中「届出」を「届出手続」に改める。

第8条の見出し中「申請等」を「申請手続等」に改める。

第9条の見出し中「指定等の申請」を「指定の申請手続等」に改め、同条第2項中「指定により」を削る。

第10条の見出し中「届出」を「届出手続」に改める。

第11条の見出し中「指定自立支援医療機関」を「指定自立支援医療機関の業務」に改める。

第12条の見出し中「申出」を「申出手続」に改める。

第14条第1項中「第51条」を「第51条第4号又は第51条の30第1項第3号」に改め、同項第1号中「指定相談支援事業者」を「指定一般相談支援事業者」に改め、同項第2号中「指定相談支援事業者」を「指定一般相談支援事業者」に、「相談支援事業

所」を「一般相談支援事業所」に改め、同項第3号中「の指定、当該指定に係る障害福祉サービス事業の廃止若しくは当該指定の取消し」を削り、「の指定、当該指定の辞退若しくは当該指定の取消し又は指定相談支援事業者の指定、当該指定に係る相談支援事業の廃止若しくは当該」を「又は指定一般相談支援事業者の」に改め、同項第4号中「指定相談支援事業者」を「指定一般相談支援事業者」に、「相談支援事業所」を「一般相談支援事業所」に改め、同項第5号中「又は施設障害福祉サービス」を「施設障害福祉サービス」に、「入所定員」を「入所定員又は指定地域相談支援の種類」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 法第51条又は第51条の30第1項の規定による公示（前項に規定するものを除く。）は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

第14条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項第2号中「第5条第19項」を「第5条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の公示に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別記第1号様式中別添及び別紙以外の部分を次のように改める。

別記

第1号様式（第2条関係）

受付番号

指定障害福祉サービス事業者
 指定障害者支援施設 指定（指定更新）申請書
 指定一般相談支援事業者

年 月 日

高知県知事 様

申請者 主たる事務所の
 (設置者) 所在地（住所）
 名称
 代表者の職・氏
 名（氏名）

㊞

障害者自立支援法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）の指定（第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者の指定）（第41条第1項の指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）の指定の更新・第51条の21第1項の指定一般相談支援事業者の指定の更新）を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

		事業所（施設）所在地市町村番号			
申請者 (設置者)	フリガナ 名称（氏名）				
	主たる事務所の 所在地（住所）	(郵便番号 -) 都道 市郡 府県 区 (ビルの名称等)			
	連絡先	電話番号	ファクシミリ番号		
		Eメールアドレス			
	法人の種類別	法人所管庁			
	代表者の職・氏 名及び生年月日	職名	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日
	代表者の住所	(郵便番号 -) 都道 市郡 府県 区 (ビルの名称等)			
指定 (指定更新) を受けようとする 事業所	フリガナ 名称				
	所在地	(郵便番号 -) 高知県 市 郡 (ビルの名称等)			
		同一所在地において行う事業の種類	指定（指定更新）申請を する事業の事業開始予定 (事業開始) 年月日	既に指定を受けている事 業の指定年月日	添付様式
	障害 福祉 サー ビス		年 月 日	年 月 日	別紙
			年 月 日	年 月 日	別紙
		年 月 日	年 月 日	別紙	
		年 月 日	年 月 日	別紙	
		年 月 日	年 月 日	別紙	

(施設)	施設		年 月 日	年 月 日	別紙
	障害		年 月 日	年 月 日	別紙
	福祉		年 月 日	年 月 日	別紙
	サー		年 月 日	年 月 日	別紙
	ビス		年 月 日	年 月 日	別紙
			年 月 日	年 月 日	別紙
	一般相談	地域移行支援	年 月 日	年 月 日	別紙
	支援事業	地域定着支援	年 月 日	年 月 日	別紙

- 注 1 「受付番号」欄及び「事業所（施設）所在地市町村番号」欄は、記入しないでください。
- 2 不要な文字を二重線で消してください。
- 3 「法人の種類別」欄は、申請者又は設置者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社等の別を記入してください。
- 4 「法人所轄庁」欄は、申請者又は設置者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記入してください。
- 5 「指定（指定更新）申請をする事業の事業開始予定（事業開始）年月日」欄は、該当する欄に、申請をする事業を開始する予定年月日（指定の更新の場合は、事業を開始した年月日）を記入してください。
- 6 「既に指定を受けている事業の指定年月日」欄は、該当する欄に、その事業について指定を受けた年月日を記入し、事業所番号を含めて、別添に再度記入してください。
- 7 「添付様式」欄は、申請をする事業について添付する別紙の様式番号を記入してください。

別記第1号様式別紙1-1注9中「概要」を「概要を記載した書類」に、「資産の状況」を「資産の状況を記載した書類」に、「財産目録等」を「財産目録等）、障害者自立支援法第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面、役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類」に改め、同様式別紙1-2注7中「概要」を「概要を記載した書類」に改め、同様式別紙2を次のように改める。

別紙2

療養介護事業所の指定に係る記載事項

受付番号

事業所	フリガナ 名称						
	所在地	(郵便番号 -) 高知県 市 郡 (ビルの名称等)					
	連絡先	電話番号	ファクシミリ番号				
当該事業の実施について規定している定款、寄附行為等又は条例等の条文 第 条第 項第 号							
管理者	フリガナ 氏名	住所	(郵便番号 -)				
	当該事業所で兼務する他の職務（兼務の場合に記入してください。）						
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務（兼務の場合に記入してください。）	事業所又は施設の名称	兼務する職種及び勤務時間等				
サービス管理責任者	フリガナ 氏名	住所	(郵便番号 -)				
従業者の職種及び員数		サービス管理責任者		医師		生活支援員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常勤（人）						
	非常勤（人）						
常勤換算後の人数（人）							
基準上の必要人数（人）							
看護職員							
		計		看護師		准看護師	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常勤（人）						
	非常勤（人）						
常勤換算後の人数（人）							
基準上の必要人数（人）							
前年度の平均利用者数（人）							
主な 掲 示 事 項	利用定員	人（単位ごとの定員） (① ②)					
	基準上の必要定員	人					
	設置部分	多目的室（デイルーム） 有 ・ 無					
	利用料						
	その他の費用						
	その他参考となる事項	第三者評価の実施状況	実施している ・ 実施していない				
	苦情解決の措置概要	窓口（連絡先）		担当者			
	その他						
一体的に管理運営を行う他の事業所の名称、所在地等							
添付書類	別添のとおり						

- 注 1 「受付番号」欄、「従業者の職種及び員数」の「基準上の必要人数」欄及び「主な掲示事項」の「基準上の必要定員」欄は、記入しないでください。
- 2 新設の場合には、「前年度の平均利用者数」欄は、利用者の推定数を記入してください。
- 3 「主な掲示事項」欄は、その内容を簡潔に記入してください。
- 4 「主な掲示事項」の「設置部分」欄及び「その他参考となる事項」の「第三者評価の実施状況」欄は、いずれか該当するものを○で囲んでください。
- 5 「主な掲示事項」の「その他の費用」欄は、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記入してください。
- 6 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか、又は別様に記載した書類を添えてください。
- 7 添付書類として、定款、寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等、建物の構造概要及び平面図、管理者及びサービス管理責任者の経歴書、運営規程、利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要を記載した書類、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表、資産の状況を記載した書類（貸借対照表、財産目録等）、障害者自立支援法第36条第3項各号（第7号を除く。）に該当しないことを誓約する書面、役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類、設備及び備品等一覧表、医療法第7条第1項の許可を受けた病院であることを証する書類等を添えてください。

<p>別記第1号様式別紙3-1注8及び別紙3-2注8中「概要」を「概要を記載した書類」に、「資産の状況」を「資産の状況を記載した書類」に、「財産目録等」を「財産目録等）、障害者自立支援法第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面、役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類」に改め、同様式別紙4を削り、同様式別紙5注8中「の概要」を「の概要を記載した書類」に、「資産の状況」を「資産の状況を記載した書類」に、「財産目録等」を「財産目録等）、障害者自立支援法第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面、役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類」に改め、同様式別紙5を同様式別紙4とし、同様式別紙6注10中「概要」を「概要を記載した書類」に、「資産の状況」を「資産の状況を記載した書類」に、「財産目録等」を「財産目録等）、障害者自立支援法第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面、役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類」に改め、同様式別紙6を同様式別紙5とし、同様式別紙7-1（その1）注6中「概要」を「概要を記載した書類」に、「資産の状況」を「資産の状況を記載した書類」に、「財産目録等」を「財産目録等）、障害者自立支援法第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面、役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類」に改め、同様式別紙7-1を同様式別紙6-1とし、同様式別紙7-2（その1）注6中「概要」を「概要を記載した書類」に、「資産の状況」を「資産の状況を記載した書類」に、「財産目録等」を「財産目録等）、障害者自立支援法第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面、役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類」に改め、同様式別紙7-2を同様式別紙6-2とし、同様式別紙7-3を削り、同様式別紙8-1中「・知的障害者・精神障害者」を削り、同様式別紙8-1注9中「概要」を「概要を記載した書類」に、「資産の状況」を「資産の状況を記載した書類」に、「財産目録等」を「財産目録等）、障害者自立支援法第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面、役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類」に改め、同様式別紙8-1を同様式別紙7-1とし、同様式別紙8-2中「・知的障害者・精神障害者」を削り、同様式別紙8-2注9中「概要」を「概要を記載した書類」に、「資産の状況」を「資産の状況を記載した書類」に、「財産目録等」を「財産目録等）、障害者自立支援法第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面、役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類」に改め、同様式別紙8-2を同様式別紙7-2とし、同様式別紙9-1注9中「概要」を「概要を記載した書類」に、「資産の状況」を「資産の状況を記載した書類」に、「財産目録等」を「財産目録等）、障害者自立支援法第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面、役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類」に改め、同様式別紙9-1を同様式別紙8-1とし、同様式別紙9-2注9中「概要」を「概要を記載した書類」に、「資産の状</p>	<p>況」を「資産の状況を記載した書類」に、「財産目録等」を「財産目録等）、障害者自立支援法第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面、役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類」に改め、同様式別紙9-2を同様式別紙8-2とし、同様式中同別紙の次に次のように加える。</p>	
---	--	--

別紙9-1

就労移行支援事業所（一般型）の指定に係る記載事項
 就労移行支援事業所（資格取得型）

受付番号

事業所	フリガナ 名称					
	所在地	(郵便番号 -) 高知県 市 郡 (ビル名称等)				
	連絡先	電話番号	ファクシミリ番号			
当該事業の実施について規定している定款、寄附行為等又は条例等の条文 第 条第 項第 号						
管理者	フリガナ 氏名	住所		(郵便番号 -)		
	当該事業所で兼務する他の職務（兼務の場合に記入してください。）					
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務（兼務の場合に記入してください。）	事業所又は施設の名称		兼務する職種及び勤務時間等		
サービス管理責任者	フリガナ 氏名	住所		(郵便番号 -)		
従業者の職種及び員数						
		サービス管理責任者		職業指導員		生活支援員
		専従	兼務	専従	兼務	専従 兼務
従業者数	常勤（人）					
	非常勤（人）					
常勤換算後の人数（人）						
基準上の必要人数（人）						
		就労支援員		その他の従業者		
		専従	兼務	専従	兼務	
従業者数	常勤（人）					
	非常勤（人）					
常勤換算後の人数（人）						
基準上の必要人数（人）						
前年度の平均利用者数（人）						
主な 掲 示 事 項	主たる対象者	特定なし・身体障害者（細分なし・肢体不自由・視覚障害・聴覚・言語・内部障害）・知的障害者・精神障害者				
	利用定員	人				
	基準上の必要定員	人				
	利用料					
	その他の費用					
	その他参考となる事項	第三者評価の実施状況	実施している・実施していない			
		苦情解決の措置概要	窓口（連絡先）			担当者
	その他					
協力医療機関	名称			主な診療科名		
提携就労支援機関						
多機能型による事業の実施の有無	有・無					

一体的に管理運営を行う他の事業所の名称、所在地等	
添付書類	別添のとおり

- 注 1 「受付番号」欄、「従業者の職種及び員数」の「基準上の必要人数」欄及び「主な揭示事項」の「基準上の必要定員」欄は、記入しないでください。
- 2 新設の場合には、「前年度の平均利用者数」欄は、利用者の推定数を記入してください。
- 3 「主な揭示事項」欄は、その内容を簡潔に記入してください。
- 4 「主な揭示事項」の「主たる対象者」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 5 「主な揭示事項」の「その他の費用」欄は、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記入してください。
- 6 「主な揭示事項」の「その他参考となる事項」の「第三者評価の実施状況」欄及び「多機能型による事業の実施の有無」欄は、いずれか該当するものを○で囲んでください。
- 7 「提携就労支援機関」欄は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関名を記入してください。
- 8 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか、又は別様に記載した書類を添えてください。
- 9 添付書類として、定款、寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等、事業所の平面図、管理者及びサービス管理責任者の経歴書、運営規程、利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要を記載した書類、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表、資産の状況を記載した書類（貸借対照表、財産目録等）、障害者自立支援法第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面、役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類、設備及び備品等一覧表、協力医療機関との契約の内容が分かる書類等を添えてください。

別紙9-2

一体的に管理運営を行う従たる事業所の指定に係る記載事項

受付番号

事業所	フリガナ						
	名称						
	所在地	(郵便番号 -) 高知県 市 郡 (ビルの名称等)					
連絡先	電話番号			ファクシミリ番号			
当該事業の実施について規定している定款、寄附行為等又は条例等の条文 第 条第 項第 号							
サービス管理責任者	フリガナ			住所	(郵便番号 -)		
	氏名						
従業者の職種及び員数		サービス管理責任者		職業指導員		生活支援員	
		専従 兼務		専従 兼務		専従 兼務	
従業者数	常勤(人)						
	非常勤(人)						
常勤換算後の人数(人)							
基準上の必要人数(人)							
		就労支援員		その他の従業者			
		専従 兼務		専従 兼務			
従業者数	常勤(人)						
	非常勤(人)						
常勤換算後の人数(人)							
基準上の必要人数(人)							
前年度の平均利用者数(人)							
主な 掲 示 事 項	主たる対象者	特定なし・身体障害者(細分なし・肢体不自由・視覚障害・聴覚・言語・内部障害)・知的障害者・精神障害者					
	利用定員	人					
	基準上の必要定員	人					
	利用料						
	その他の費用						
	その他参考となる事項	第三者評価の実施状況		実施している・実施していない			
	苦情解決の措置概要	窓口(連絡先)			担当者		
	その他						
協力医療機関	名称			主な診療科名			
多機能型による事業の実施の有無	有・無						
一体的に管理運営を行う他の事業所の名称、所在地等							
添付書類	別添のとおり						

- 注 1 「受付番号」欄、「従業者の職種及び員数」の「基準上の必要人数」欄及び「主な揭示事項」の「基準上の必要定員」欄は、記入しないでください。
 2 新設の場合には、「前年度の平均利用者数」欄は、利用者の推定数を記入してください。
 3 「主な揭示事項」欄は、その内容を簡潔に記入してください。

- 4 「主な揭示事項」の「主たる対象者」欄は、該当するものを○で囲んでください。
 5 「主な揭示事項」の「その他の費用」欄は、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記入してください。
 6 「主な揭示事項」の「その他参考となる事項」の「第三者評価の実施状況」欄及び「多機能型による事業の実施の有無」欄は、いずれか該当するものを○で囲んでください。
 7 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか、又は別様に記載した書類を添えてください。
 8 添付書類として、定款、寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等、事業所の平面図、サービス管理責任者の経歴書、運営規程、利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要を記載した書類、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表、資産の状況を記載した書類(貸借対照表、財産目録等)、障害者自立支援法第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面、役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類、設備及び備品等一覧表、協力医療機関との契約の内容が分かる書類等を添えてください。

別記第1号様式別紙10-1及び別紙10-2を削り、同様式別紙11-1中「就労継続支援（A型）事業所の指定に係る記載事項 就労継続支援（B型）」を「就労継続支援A型事業所の指定に係る記載事項 就労継続支援B型」に改め、同様式別紙11-1注8中「概要」を「概要を記載した書類」に、「資産の状況」を「資産の状況を記載した書類」に、「財産目録等」を「財産目録等）、障害者自立支援法第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面、役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類」に改め、同様式別紙11-1を同様式別紙10-1とし、同様式別紙11-2注8中「概要」を「概要を記載した書類」に、「資産の状況」を「資産の状況を記載した書類」に、「財産目録等」を「財産目録等）、障害者自立支援法第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面、役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類」に改め、同様式別紙11-2を同様式別紙10-2とし、同様式別紙12から別紙14までを削り、同様に次のように加える。

別紙11
(その1)

指定障害福祉サービス事業所に係る多機能型による事業を実施する場合の記載事項（総括表）

受付番号

主たる事業所	フリガナ 名称			
	所在地	(郵便番号 -) 高知県 市 郡 (ビルの名称等)		
	連絡先	電話番号	ファクシミリ番号	
	注 多機能型による事業を実施する他の事業所については、下の欄に記入してください。			
事業所1	フリガナ 名称			
	所在地	(郵便番号 -) 高知県 市 郡 (ビルの名称等)		
	連絡先	電話番号	ファクシミリ番号	
	事業所2	フリガナ 名称		
所在地		(郵便番号 -) 高知県 市 郡 (ビルの名称等)		
連絡先		電話番号	ファクシミリ番号	
事業所3		フリガナ 名称		
	所在地	(郵便番号 -) 高知県 市 郡 (ビルの名称等)		
	連絡先	電話番号	ファクシミリ番号	
	事業所4	フリガナ 名称		
所在地		(郵便番号 -) 高知県 市 郡 (ビルの名称等)		
連絡先		電話番号	ファクシミリ番号	
管理者		フリガナ 氏名	住所	(郵便番号 -)
	当該事業所で兼務する他の職務（兼務の場合に記入してください。）			

同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務（兼務の場合に記入してください。）		事業所又は施設の名称 兼務する職種及び勤務時間等						
主たる対象とする障害の種類		特定なし・身体障害者（細分なし・肢体不自由・視覚障害・聴覚・言語・内部障害）・知的障害者・精神障害者						
生活介護を行う場合		事業所が申告する障害程度区分の平均値						
前年度の平均利用者数（人）		サービス単位	4未満	4以上5未満	5以上			
		サービス単位1						
		サービス単位2						
		サービス単位3						
実施事業	生活介護	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	就労移行支援（通常）	就労移行支援（あはき）	就労継続支援A型	就労継続支援B型	
	サービス単位							
主たる事務所		有	無					
従たる事務所								
定員緩和措置の有無		有・無						
定員（人）	合計	生活介護	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	就労移行支援（通常）	就労移行支援（あはき）	就労継続支援A型	就労継続支援B型
主たる事務所								
従たる事務所								
合計								

(その2)

		従業者の職種及び員数														
		サービス管理責任者		医師		看護職員										
		専従	兼務	専従	兼務	計		保健師		看護師		准看護師				
合計	従業者数	常勤（人）														
		非常勤（人）														
	常勤換算後の人数（人）															
	基準上の必要人数（人）															
主たる事業所	従業者数	常勤（人）														
		非常勤（人）														
	常勤換算後の人数（人）															
	基準上の必要人数（人）															
従たる事業所	従業者数	常勤（人）														
		非常勤（人）														
	常勤換算後の人数（人）															
	基準上の必要人数（人）															
		理学療法士等						生活支援員								
		計		理学療法士		作業療法士		機能訓練指導員		計		通所		訪問		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
合計	従業者数	常勤（人）														
		非常勤（人）														
	常勤換算後の人数（人）															
	基準上の必要人数（人）															
主たる事業所	従業者数	常勤（人）														
		非常勤（人）														
	常勤換算後の人数（人）															
	基準上の必要人数（人）															
従たる事業所	従業者数	常勤（人）														
		非常勤（人）														
	常勤換算後の人数（人）															
	基準上の必要人数（人）															
		職業指導員						就労支援員		その他の従業者						
		計		兼教官以外		兼教官		専従	兼務	専従	兼務					
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務					
合計	従業者数	常勤（人）														
		非常勤（人）														
	常勤換算後の人数（人）															
	基準上の必要人数（人）															
主たる事業所	従業者数	常勤（人）														
		非常勤（人）														
	常勤換算後の人数（人）															
	基準上の必要人数（人）															
従たる事業所	従業者数	常勤（人）														
		非常勤（人）														

事業所	常勤換算後の人数 (人)				
	基準上の必要人数 (人)				

- 注 1 「受付番号」欄及び「従業員の職種及び員数」の「基準上の必要人数」欄は、記入しないでください。
 2 「主たる対象とする障害の種類」欄は、該当するものを○で囲んでください。
 3 新設の場合には、「前年度の平均利用者数」欄は、利用者の推定数を記入してください。
 4 「実施事業」欄は、実施する事業について、該当する欄に○を記入してください。
 5 「定員緩和措置の有無」欄は、いずれか該当するものを○で囲んでください。
 6 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか、又は別様に記載した書類を添えてください。

別紙12-1

障害者支援施設の指定に係る記載事項

受付番号

施設	フリガナ 名称										
	所在地	(郵便番号 -) 高知県 市 郡 (ビルの名称等)									
	連絡先	電話番号	ファクシミリ番号								
当該事業の実施について規定している定款、寄附行為等又は条例等の条文 第 条第 項第 号											
管理者	フリガナ 氏名	住所		(郵便番号 -)							
	当該施設で兼務する他の職務 (兼務の場合に記入してください。)										
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務 (兼務の場合に記入してください。)	事業所又は施設の名称		兼務する職種及び勤務時間等							
施設障害福祉サービスの種類											
昼間実施サービスの定員 (人)											
	合計	介護給付対象者	訓練等給付対象者	特定旧法受給者	定数緩和措置の有無	有 ・ 無					
施設入所支援の定員 (人)											
	併設施設の定員 (人)	他の社会福祉施設との併設の有無									
併設施設の種別											
サービス管理責任者	フリガナ 氏名	住所		(郵便番号 -)							
従業員の職種及び員数											
		サービス管理責任者		医師		看護職員					
		専従	兼務	専従	兼務	計	保健師	看護師	准看護師		
従業者数	常勤 (人)					専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
	非常勤 (人)										
常勤換算後の人数 (人)											
基準上の必要人数 (人)											
理学療法士等											
		計	理学療法士	作業療法士	機能訓練指導員	生活支援員					
		専従	兼務	専従	兼務	計	通所	訪問			
従業者数	常勤 (人)					専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
	非常勤 (人)										
常勤換算後の人数 (人)											
基準上の必要人数 (人)											
職業指導員											
		職業指導員		就労支援員		栄養士		その他の従業者			
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常勤 (人)										
	非常勤 (人)										

常勤換算後の人数 (人)				
基準上の必要人数 (人)				
前年度の平均利用者数 (人)				
主な 掲 示 事 項	主たる対象者	特定なし・身体障害者(細分なし・肢体不自由・視覚障害・聴覚・言語・内部障害)・知的障害者・精神障害者		
	その他参考となる事項	第三者評価の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
		苦情解決の措置概要	窓口 (連絡先)	担当者
		その他		
	協力医療機関	名称	主な診療科名	
協力歯科医療機関	名称			
連携する公共職業安定所その他関係機関の名称 (就労移行支援を行う場合に記入してください。)				
添付書類	別添のとおり			

- 注 1 「受付番号」欄及び「従業者の職種及び員数」の「基準上の必要人数」欄は、記入しないでください。
- 2 「昼間実施サービスの定員」欄は、昼間に複数の施設障害福祉サービスを実施する場合の給付の種類ごとの定員の合計数を記入してください。
- 3 「昼間実施サービスの定員」の「定数緩和措置の有無」欄、「他の社会福祉施設との併設の有無」欄及び「主な掲示事項」の「その他参考となる事項」の「第三者評価の実施状況」欄は、いずれか該当するものを○で囲んでください。
- 4 「施設入所支援の定員」欄は、施設入所支援に複数のサービス単位を設ける場合は、その定員の合計数を記入してください。
- 5 新設の場合には、「前年度の平均利用者数」欄は、利用者の推定数を記入してください。
- 6 「主な掲示事項」の「主たる対象者」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 7 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか、又は別様に記載した書類を添えてください。
- 8 添付書類として、定款、寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等、建物の構造概要及び平面図、管理者及びサービス管理責任者の経歴書、運営規程、利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要を記載した書類、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表、資産の状況を記載した書類 (貸借対照表、財産目録等)、障害者自立支援法第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面、役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類、設備及び備品等一覧表、協力医療機関及び協力歯科医療機関との契約の内容が分かる書類等を添えてください。

別紙12-2

昼間実施サービス及び施設入所支援に係る記載事項

受付番号

施設の名称											
昼間実施サービス	生活介護		自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援 (通常)	就労移行支援 (あはぎ)	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型			
	サービス単位 有	無									
実施する事業											
前年度の平均利用者数 (人)											
多機能型による事業の実施の有無											
有 ・ 無											
昼間実施サービスの総定員数 (人)											
生活介護を行う場合					施設が申告する障害程度区分の平均値						
					サービス単位		4未満		4以上5未満		
前年度の平均利用者数 (人)					サービス単位 1				5以上		
					サービス単位 2						
					サービス単位 3						
施設入所支援					サービス単位 1		サービス単位 2		サービス単位 3		
前年度の平均利用者数 (人)											
設備の状況					居室			廊下			
					1室の最大定員 (人)		入所者1人当たりの最小床面積 (㎡)	廊下の幅 (m)		中廊下の幅 (m)	
基準上の必要値											
既存施設からの移行の場合					既存施設名		施設種別		経過措置の有無		特定旧法受給者数 (人)
									有 ・ 無		
当該事業の実施について規定している定款、寄附行為等又は条例等の条文					第		条第		項第		
短期入所の実施の有無					有 ・ 無						
主な 掲 示 事 項	営業日										
	営業時間										
	利用料										
	その他の費用										
	通常の事業の実施地域										
その他参考となる事項	第三者評価の実施状況		<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない								
	苦情解決の措置概要		窓口 (連絡先)				担当者				
	その他										

- 注 1 「受付番号」欄及び「設備の状況」の「基準上の必要値」欄は、記入しないでください。
- 2 「昼間実施サービス」の「実施する事業」欄は、実施する事業について、該当する欄に○を記入してください。
- 3 新設の場合には、「昼間実施サービス」の「前年度の平均利用者数」欄及び「施設入所支援」の「前年度の平均利用者数」欄は、利用者の推定数を記入してください。
- 4 「昼間実施サービス」の「多機能型による事業の実施の有無」欄、「既存施設からの移行の場合」の「経過措置の有無」欄、「短期入所の実施の有無」欄及び「主な掲示事項」の「その他参考となる事項」の「第三者評価の実施状況」欄は、いずれか該当するものを○で囲んでください。
- なお、「既存施設からの移行の場合」の「経過措置の有無」欄については、障害者自立支援法に基づく指

定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）附則の規定の適用を受ける場合は、「有」を選択してください。

- 5 「主な揭示事項」の「その他の費用」欄は、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記入してください。
- 6 「主な揭示事項」の「通常の事業の実施地域」欄は、市町村名を記入し、当該区域の全部又は一部の別を併せて記入してください。
なお、市町村の区域の一部が実施地域である場合は、適宜地図を添えてください。
- 7 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか、又は別様に記載した書類を添えてください。

別紙12-3

従業者の職種及び員数に係る記載事項

____ 枚中 ____ 枚目

受付番号

施設の名称		従業者の職種及び員数											
施設障害福祉サービスの種類													
生活介護（サービス単位 ____）		サービス管理責任者		医師		看護職員							
自立訓練（機能訓練）		専従 兼務		専従 兼務		計		保健師		看護師		准看護師	
自立訓練（生活訓練）		専従 兼務		専従 兼務		専従 兼務		専従 兼務		専従 兼務		専従 兼務	
従業者数		常勤（人）											
		非常勤（人）											
常勤換算後の人数（人）													
基準上の必要人数（人）													
		理学療法士等						生活支援員		訪問支援員		その他の従業者	
		計		理学療法士		作業療法士		機能訓練指導員		専従 兼務		専従 兼務	
従業者数		常勤（人）											
		非常勤（人）											
常勤換算後の人数（人）													
基準上の必要人数（人）													
就労移行支援		サービス管理責任者		職業指導員		就労支援員		生活支援員					
就労継続支援		専従 兼務		専従 兼務		専従 兼務		計		通所		訪問	
従業者数		常勤（人）						専従 兼務		専従 兼務		専従 兼務	
		非常勤（人）											
常勤換算後の人数（人）													
基準上の必要人数（人）													
				その他の従業者									
				専従 兼務									
従業者数		常勤（人）											
		非常勤（人）											
常勤換算後の人数（人）													
基準上の必要人数（人）													
施設入所支援（サービス単位 ____）		サービス管理責任者		生活支援員		栄養士		その他の従業者					
		専従 兼務		専従 兼務		専従 兼務		専従 兼務		専従 兼務		専従 兼務	
従業者数		常勤（人）											
		非常勤（人）											
常勤換算後の人数（人）													
基準上の必要人数（人）													

- 注 1 「受付番号」欄及び「従業者の職種及び員数」の「基準上の必要人数」欄は、記入しないでください。
- 2 当該施設が実施する施設障害福祉サービスの種類ごと（生活介護及び施設入所支援の場合は、サービス単

位ごと)に複数枚に分けて記入し、「施設障害福祉サービスの種類」欄の該当するものを○で囲んでください。

3 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか、又は別様に記載した書類を添えてください。

別紙13-1

指定一般相談支援事業所の指定に係る記載事項

受付番号

事業所	フリガナ			
	名称			
	所在地	(郵便番号 -)		
		高知県 市 郡		
	(ビルの名称等)			
連絡先	電話番号		ファクシミリ番号	
当該事業の実施について規定している定款、寄附行為等又は条例等の条文 第 条第 項第 号				
管理者	フリガナ		住所	(郵便番号 -)
	氏名			
	当該事業所で兼務する他の職務(兼務の場合に記入してください。)			
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合に記入してください。)	事業所又は施設の名称	兼務する職種及び勤務時間等	
地域相談支援の種類	地域移行支援 ・ 地域定着支援			
相談支援専門員	フリガナ		住所	(郵便番号 -)
	氏名			
従業者の職種及び員数		相談支援専門員		その他の従業者
		専従	兼務	専従 兼務
従業者数	常勤(人)			
	非常勤(人)			
常勤換算後の人数(人)				
他の事業所又は施設の従業者との兼務の有無		有 ・ 無		有 ・ 無
常時の連絡方法の確保のための具体的方法(地域定着支援の場合に記入してください。)				
主な揭示事項	営業日			
	営業時間			
	主たる対象者	特定なし ・ 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 障害児 ・ 精神障害者		
	利用料			
	その他の費用			
通常の事業の実施地域				
添付書類	別添のとおり			

- 注 1 「受付番号」欄は、記入しないでください。
 2 「地域相談支援の種類」欄及び「主な揭示事項」の「主たる対象者」欄は、該当するものを○で囲んでください。
 3 「従業者の職種及び員数」の「他の事業所又は施設の従業者との兼務の有無」欄は、いずれか該当するものを○で囲み、「有」の場合は、別紙13-2に記入してください。
 4 「常時の連絡方法の確保のための具体的方法」欄は、営業時間以外の事業所の人員体制(宿直等)及び利用者との連絡体制を含め、具体的に記入してください。

- 5 「主な揭示事項」欄は、その内容を簡潔に記入してください。
- 6 「主な揭示事項」の「その他の費用」欄は、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記入してください。
- 7 「主な揭示事項」の「通常の事業の実施地域」欄は、市町村名を記入し、当該区域の全部又は一部の別を併せて記入してください。
 なお、市町村の区域の一部が実施地域である場合は、適宜地図を添えてください。
- 8 指定又は指定の更新を受けようとする事業所において、地域移行支援及び地域定着支援の両方を行う場合は、この様式にまとめて記入してください。
- 9 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか、又は別様に記載した書類を添えてください。
- 10 添付書類として、定款、寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等、事業所の平面図、管理者及び相談支援専門員の経歴書、運営規程、利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要を記載した書類、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表、資産の状況を記載した書類（貸借対照表、財産目録等）、障害者自立支援法第51条の19第2項において読み替えて準用する同法第36条第3項各号（同項第4号、第10号及び第13号を除く。）に該当しないことを誓約する書面、役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類、設備及び備品等一覧表等を添えてください。

別紙13-2

受付番号	
------	--

他の事業所又は施設の従業者と兼務する従業者一覧

職種	氏名	他の事業所又は施設での兼務の内容	
		事業所又は施設の名称	兼務する職種
フリガナ 氏名		事業の種類	
		勤務時間	
フリガナ 氏名		事業の種類	
		勤務時間	
フリガナ 氏名		事業の種類	
		勤務時間	
フリガナ 氏名		事業の種類	
		勤務時間	
フリガナ 氏名		事業の種類	
		勤務時間	

- 注 1 「受付番号」欄は、記入しないでください。
- 2 他の事業所又は施設の従業者と兼務する従業者の全員について記入してください。
- 3 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか、又は別様に記載した書類を添えてください。

別記第1号様式の2から別記第3号様式の3までを次のように改める。

第1号様式の2（第2条の2関係）

受付番号

指定障害福祉サービス事業者
指定障害者支援施設 変更指定申請書

年 月 日

高知県知事 様

申請者 主たる事務所の
(設置者) 所在地 (住所)
名称
代表者の職・氏
名 (氏名)

㊤

障害者自立支援法第37条第1項（第39条第1項）の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）に係る変更指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所（施設）所在地市町村番号

申請者 (設置者)	フリガナ 名称 (氏名)					
	主たる事務所の 所在地 (住所)	(郵便番号 -) 都道 市郡 府県 区 (ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号	ファクシミリ番号			
		Eメールアドレス				
	法人の種類別	法人所管庁				
	代表者の職・氏 名及び生年月日	職名	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日	
	代表者の住所	(郵便番号 -) 都道 市郡 府県 区 (ビルの名称等)				
変更 指定 を受け よう とする 事業所 (施設)	フリガナ 名称					
	所在地	(郵便番号 -) 高知県 市 郡 (ビルの名称等)				
	同一所在地において行う事業の種類	実施事業	変更指定を申請をする事 業の事業開始予定年月日	添付様式	備考	
	障害 福祉 サー ビス		年 月 日	別紙		
			年 月 日	別紙		
			年 月 日	別紙		
			年 月 日	別紙		
	施設 障害 福祉 サー ビス		年 月 日	別紙		
			年 月 日	別紙		
			年 月 日	別紙		

別記第16号様式（その1）注2中「及び第5号」を「、第5号及び第9号」に改め、同様式（その2）注2及び（その3）注2中「及び第5号」を「、第5号及び第6号」に改める。

別記第17号様式（その1）注中「及び第5号」を「、第5号及び第9号」に改め、同様式（その2）注及び（その3）注中「及び第5号」を「、第5号及び第6号」に改める。

別記第19号様式中「の休止等」を「の業務の休止等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県障害者自立支援法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県障害者自立支援法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

児童福祉法第56条の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月19日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第78号

児童福祉法第56条の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定による費用の徴収に関する規則（昭和43年高知県規則第38号）の一部を次のように改正する。

題名中「第56条」を「第56条第2項」に改める。

第1条中「第22条第1項に規定する」を「第22条第1項の規定による」に、「第23条第1項に規定する母子保護の実施、」を「第23条第1項本文の規定による母子保護の実施若しくは」に、「第31条第3項、第63条の2第3項又は第63条の3第2項の規定により法第27条第1項第3号又は第2項」を「第31条第4項の規定により法第23条第2項に規定する母子保護の実施又は法第27条第1項第3号若しくは第2項」に、「を含む」を「を含む。以下同じ」に、「の入所児童」を「に入居する義務教育終了児童等（法第6条の3第1項に規定する義務教育終了児童等をいう。）」に改める。

第3条の前の見出し中「決定」を「決定等」に改める。

第5条中「について」を「に関し」に改める。

別表第1の表中

	肢体不自由児療護施設、知的障害児施設
--	--------------------

対象収入等による階層区分	設、自閉症児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関及び重症心身障害児施設
--------------	--

を「

対象収入等による階層区分	障害児入所施設及び法第27条第2項に規定する措置に係る指定医療機関
--------------	-----------------------------------

に改め、同表備考4中「重症心身障害児施設」を「医療型障害児入所施設又は法第27条第2項に規定する措置に係る指定医療機関」に改める。

別表第2備考1中「第314条の7（同条第1項第1号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）」を「第314条の7第1項に、「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同表備考2を次のように改める。

2 この表において、「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年7月15日付け雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）によって計算された所得税の額をいう。ただし、当該所得税の額を計算する場合には、次に掲げる規定は、適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号に掲げる寄附金並びに同項第2号及び第3号に掲げる寄附金のうち地方税法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第41条の3の2第1項及び第4項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

別表第2備考3中「児童養護施設、肢体不自由児療護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、乳児院、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、重症心身障害児施設、助産施設」を「助産施設、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設」に、「第6条の2第8項」を「第6条の3第8項」に、「里親」を「里親並びに法第27条第2項に規定する措置に係る指定医療機関」に改め、同表備考4中「児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部」を「児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設通所部、児童自立支援施設通所部及び障害児通所支援事業所」に改め、同表備考7の(3)中「の規定により障害児施設を利用する障害児」を「に規定する障害児入所支援の受給者」に、「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に、「同条第16項」を「同条第15項」に改め、同表備考11中「、平成18年10月1日以降において」を削り、「第24条の2第1項の規定により障害児施設給付費」を「第21条の5の3第1項の規定による障害児通所給付費又は法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費」に改め、「又は同一世帯に属する児童が障害者自立支援法第5条第8項に規定する児童デイサービスを利用している場合」を削り、「第24条の7第1項に規定する」を「第21条の5の28第1項に規定する肢体不自由児通所医療、法第24条の7第1項の」に、「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に、「第24条の2第1項の規定により障害児施設を利用する児童等」を「第21条の5の3第1項の規定による障害児通所給付費又は法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費を支給されている措置児童等」に、「障害者自立支援法附則第26条の規定による改正前の法に基づくものとした場合の」を「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について」（平成19年12月18日付け厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）等による」に改め、同表備考12中「第22条第1項」を「第22条第2項」に改め、同表備考15中「措置児童等又は」を「措置児童等又は児童養護施設若しくは」に、「児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ」を「通所施設に」に改め、同表備考16を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

高知県会計事務集中処理規則の一部を改正する規則をここに公

布する。

平成24年10月19日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第79号

高知県会計事務集中処理規則の一部を改正する規則

高知県会計事務集中処理規則（平成19年高知県規則第110号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（警察本部を除く。以下同じ。）」及び「、学校及び警察署」を削る。

第3条中「に掲げる事務」を「に掲げる事務（警察本部並びに学校及び警察署にあっては、第3号に掲げる事務のうち、電気料の支払に関する事務に限る。次条第1項において同じ。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第644号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第13条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第14条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、四万十市長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成24年10月19日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
西土佐 大宮	上ミヅ リ	331の1、331の5	西土佐 大宮	ロンデ ン
	下鳥坂	361		二ノ又 ロ
	ミヤバ タ	531の1の一部、532の1		流田
		531の1の一部		岸ノ上
流田	541の1の一部、541の2の一部、542の一部			

宮ノク ビ	1901、1902の1、1902の2、1903
流田	545の4、545の5、545の7
クヅワ ラ	558の1、559の1、560の1、560の2、561の1、561の2、562、563の1、563の2、564の1、564の2、565から568まで、569の1、569の2、570の1、570の2、571の1、571の2、572の1から572の3まで、573の1、573の2、574、575、577の1、578の1、578の3、580、581の1、581の2、582の1、582の2、583の3、584の2
上ミシ ムガ井	594の1、594の3、595の1、597の1、597の3、598の1、598の2、599の1、599の2、600の1、600の2、601の1、601の2、602、603、605の1、605の2、606
下シン カイ	全部
下モヲ カハラ	619の1の一部、619の2の一部、623の一部、624の一部、625の1の一部、625の2の一部、626から628まで、629の一部、633の一部、635の1、636の1の一部
	619の1の一部、619の2の一部、620から622ま

ミヤサ
キ

シンカ
イ

西ノ沖

	で、623の一部、624の一部、625の1の一部、625の2の一部、629の一部、630から632まで、633の一部、636の1の一部
ショヲ フン	693の1、694の1、695の1、696の1、697の1、698の1、699から708まで、709のイ、709の2、710、711のイ、711の2
沖ギョ ウジダ	808の一部、809の一部、817のイの一部
西ノ沖	731の1の一部
方ノキ ウ	849の1、850の1、851から853まで、854の1、855の1、856の1、857、858の1、858のロ、859から863まで、864のイ、864のロ、865の1、865のロ、865の3、866から873まで、874の1、874の2、875、876のイ、876のロ、877から880まで、881の1、881の3
大ハシ ノ上	882の1から882の3まで、882の5、883から885まで、886の1の一部、886の2の一部、887の2の一部、888の2の一部
	882の4
小島	913の1、913の2、914から917まで、918のイ

沖ギョ
ウジダ

上シロ
ヤシキ

大ハシ
ノ上

ホキクチ	988の1、989の1、990から992まで、993の1、999から1001まで、1002の1、1954の2	中ケ市	イゼ	1313の5から1313の8まで、1314、1315、1316の1、1316の2、1317、1318、1319の1、1319の2、1320の1から1320の4まで、1321、1322、1323の2、1323の4から1323の6まで、1324の3、1324の5、1324の6、1327の1、1328の1、1329の4	ケ谷口			1383の4まで、1384、1385の1、1385の2、1386、1387の1、1389の1、1389の3、1390の1、1391の1、1392の1、1393の1、1393の3、1394、1395の1、1395の2、1396の1、1396の2、1397の1、1397の2、1399、1400の1、1400の2、1401の1、1401の2、1402、1403の1、1403の2	
アカヤブ	1031の1、1032から1034まで、1035のイ、1035のロ、1036、1037の1、1037の2	上足川	タニガミ	1331の1、1331の2、1332の1から1332の3まで、1332の5、1332の6、1335の1、1335の3、1335の5、1336の1から1336の5まで、1337、1338の1、1338の2、1339の1、1339の2、1340、1341、1342の1から1342の3まで、1343の1、1343の6、1344の1、1345の1、1345の2、1346の1から1346の3まで	アイノキ		上ミ深田	1521の1、1521の2、1522、1523の1、1523の2、1524の1、1524の5、1536の1、1537の1、1538、1539の1から1539の3まで、1540の1、1540の2、1541の1から1541の4まで、1542の1、1542の8、1542の9	深田
シモヤブ	1045の1、1046の1、1047、1048、1049の1		上オオタニ	1347、1348、2046の3			中深田	1548の3、1549の1、1549の6から1549の8まで、1550、1551、1553の1から1553の3まで、1554、1555、1556の1、1556の2、1557、1558の1から1558の3まで、1559の1から1559の3まで、1560の1、1560の2、1561、1562の1から1562の5まで、1563の1、1563の4、1563の5、1564の1、1564の16から1564の18まで、1565の1、1565の2、1566の1、1566の2、1567の4、1567の8	
上蘆川	1064の1、1065から1069まで、1070の1、1070のロ、1071、1072、1073の1、1083の1、1083の2、1084、1085のイ、1085のロ、1086の2、1087、1089の1、1090、1091、1092の1、1093の1、1093の2、1094の1、1986の1	留メガナロ	駄場屋敷	1356、1357、1358の1、1358の2、1359の1、1359の2、1360の1、1360の5、1361の1、1363の1、1364の1、1364の2、1366、1367の1、1367の2、1368の1、1368の2、1369、1370の1、1370の2、1371から1373まで、1374の1、1374の2、1375、1377から1379まで、1380の1から1380の11まで、1381、1382の1から1382の7まで、1383の1から			下深田	1577の1、1578の4、1579の2、1583の1、	
井デノウエ	1209の1から1209の4まで、1210の1から1210の4まで、1211の1、1211の3から1211の5まで、1213の2	小串谷							
小串谷	1220の3、1222、1223の1、1223の3、1223の4、1224の1から1224の3まで、1227の1	ホウシ							
岡ケナロ	1240の1、1240の10から1240の12まで、1241の1、1243の1、1243の9、1243の10、1244の4、1244の7								
留メガナロ	1255の4								
スヂカ	1313の1、1313の2、								

<p>1583の2、1583の5、1584の1、1584の2、1584の5、1586 1577の1、1579の2、1584の1、1584の5に隣接する市道の全部</p>			<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>の一部 1630の1、1630の4、1630の5に隣接する県道の一部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>下モコ ヲヤケ</td> <td>1882の139</td> <td></td> <td></td> <td>西ナラ 谷</td> </tr> </table>			の一部 1630の1、1630の4、1630の5に隣接する県道の一部			下モコ ヲヤケ	1882の139			西ナラ 谷	<p>その関係図面は、平成24年10月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成24年10月19日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 道路の種類 県道 2 路線名 大久保伊尾木 3 道路の区域</p>							
		の一部 1630の1、1630の4、1630の5に隣接する県道の一部																			
下モコ ヲヤケ	1882の139			西ナラ 谷																	
<p>上ミノ ガナロ</p> <p>1587の1、1587の4、1587の6から1587の8まで、1588の1、1588の5、1588の6、1590の1、1590の3、1590の6、1590の7、1591の1、1593の1、1593の2、1594の1から1594の4まで、1595、1596、1597の1、1597の2、1599、1600、1601の1、1601の2、1602の1、1602の2、1603の1、1603の2、1604、1605の口、1606、1607の1、1607の2、1608の1から1608の3まで、1609の1、1609の2、1610の1、1610の3、1611、1613、1614の1、1614の2、1615の1、1615の2、1616の1、1616の2、1617の1から1617の3まで 1588の5、1588の6、1590の1、1590の6に隣接する県道の一部</p>		<p>ソガナ ロ</p>	<p>備考 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である私有地並びに国有地の全部を含むものとする。</p> <p>高知県告示第645号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。 平成24年10月19日 高知県知事 尾崎 正直</p> <table border="1"> <tr> <th>指定年月日</th> <th>事業者の名称及び主たる事務所の所在地</th> <th>事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類</th> </tr> <tr> <td>平成24年9月23日</td> <td>株式会社インフィニファーマ 須崎市多ノ郷甲5756番地</td> <td>たきぐち薬局 須崎市多ノ郷甲5756番地 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導</td> </tr> </table>	指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類	平成24年9月23日	株式会社インフィニファーマ 須崎市多ノ郷甲5756番地	たきぐち薬局 須崎市多ノ郷甲5756番地 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 間</th> <th>変更前後の別</th> <th>敷地の幅員 (メートル)</th> <th>延 長 (メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">安芸市伊尾木字住吉3872番6地先から安芸市伊尾木字安要寺1920番1まで</td> <td>前</td> <td>2.6 }</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>後</td> <td>7.2 }</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>	区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	安芸市伊尾木字住吉3872番6地先から安芸市伊尾木字安要寺1920番1まで	前	2.6 }	25	後	7.2 }	25
指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類																			
平成24年9月23日	株式会社インフィニファーマ 須崎市多ノ郷甲5756番地	たきぐち薬局 須崎市多ノ郷甲5756番地 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導																			
区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)																		
安芸市伊尾木字住吉3872番6地先から安芸市伊尾木字安要寺1920番1まで	前	2.6 }	25																		
	後	7.2 }	25																		
<p>下ソガ ナロ</p> <p>1618の1から1618の3まで、1619から1622まで、1623の3、1626の1、1630の1、1630の4、1630の5、1631の1、1631の2、1632の1から1632の4まで、1633の1、1634、1635の1、1635の2、1636の2 1633の1に隣接する県道</p>			<p>高知県告示第646号 農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成24年10月19日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 解除予定に係る保安林の所在場所 高岡郡四万十町床鍋宇虎杖谷1241の42、1241の43、1241の46、1241の47、1241の48、1241の49、宇大呑谷1242の21、1244の28、1244の29、1244の30 2 保安林として指定された目的 水源の涵養 3 解除の理由 道路用地とするため</p> <p>高知県告示第647号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。</p>	<p>高知県告示第648号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。 その関係図面は、平成24年10月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成24年10月19日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 道路の種類 県道 2 路線名 柳瀬越知 3 道路の区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 間</th> <th>変更前後の別</th> <th>敷地の幅員 (メートル)</th> <th>延 長 (メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高岡郡佐川町黒原字下岡450番1から高岡郡佐川町黒原字黒岩368番4まで</td> <td>前</td> <td>3.5 }</td> <td>281</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>8.7 }</td> <td>460</td> </tr> </tbody> </table>	区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	高岡郡佐川町黒原字下岡450番1から高岡郡佐川町黒原字黒岩368番4まで	前	3.5 }	281	B	8.7 }	460						
区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)																		
高岡郡佐川町黒原字下岡450番1から高岡郡佐川町黒原字黒岩368番4まで	前	3.5 }	281																		
	B	8.7 }	460																		

高岡郡佐川町黒原字林ノ下2345番1から高岡郡佐川町黒原字池田340番1まで	後	8.7 } 36.1	460
--	---	------------------	-----

高知県告示第649号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年10月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安芸物部
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市井ノ口字東岡甲1175番1	40	平成24年10月19日

高知県告示第650号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年10月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市伊尾木字住吉3872番1地先から安芸市伊尾木字安要寺1920番1まで	25	平成24年10月19日

高知県告示第651号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年10月19日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年10月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柳瀬越知
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡佐川町黒原字林ノ下2345番1から高岡郡佐川町黒原字池田340番1まで	460	平成24年10月19日

高知県告示第652号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成24年10月19日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
土佐市蓮池	1207番11	5.00	19.43	
字西ノ麓		4.00	44.89	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年10月9日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年10月9日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的

平成24年10月9日	特定非営利活動法人ファザーズ・コウチ	今西 優	香南市野市町母代寺362番地4	この法人は、広く一般市民に対して、お父さんの子育てを支援する事業の一環として、支援者の養成による男女共同参画事業、子育て支援に関する講演会・セミナースクールの開催及び調査・研究事業、情報誌・機関誌の発行及びホームページの開設による普及啓発事業を行い、同じ目的を持つ多くの方々の意識を高め、連携を図っていく事で、不特定多数の方々の利益を増進し、豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。
------------	--------------------	------	-----------------	---

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営ほ場整備事業に係る西土佐地区（大宮換地区）の換地処分を平成24年6月21日に行ったので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成24年10月19日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、県営土地改良事業の工事の完了を次のとおり公告する。

平成24年10月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 (1) 土地改良事業の名称
ため池等整備事業
- (2) 地区名
小蓮地区
- (3) 工事完了年月日
平成13年3月27日
- 2 (1) 土地改良事業の名称
ため池等整備事業
- (2) 地区名
昭和池地区

<p>(3) 工事完了年月日 平成12年3月29日</p> <p>3(1) 土地改良事業の名称 ため池等整備事業</p> <p>(2) 地区名 船谷・古池地区</p> <p>(3) 工事完了年月日 平成13年2月21日</p> <p>4(1) 土地改良事業の名称 中山間地域総合農地防災事業</p> <p>(2) 地区名 古田地区</p> <p>(3) 工事完了年月日 平成15年3月27日</p> <p>5(1) 土地改良事業の名称 中山間地域総合農地防災事業</p> <p>(2) 地区名 久寿軒地区</p> <p>(3) 工事完了年月日 平成11年6月15日</p> <p>6(1) 土地改良事業の名称 排水対策特別事業(排水路)</p> <p>(2) 地区名 秋山地区</p> <p>(3) 工事完了年月日 平成3年3月8日</p> <p>7(1) 土地改良事業の名称 排水対策特別事業(排水路)</p> <p>(2) 地区名 森山地区</p> <p>(3) 工事完了年月日 平成3年2月21日</p>	
---	--